

仕 様 書

1 業務内容

本業務は、県庁舎において不測の事態により蘇生術が必要になった状態（心室細動状態）に陥った場合に、一次的救命処置を行うための補助機器として、自動体外式除細動器（以下「装置」という。）を賃貸借契約により設置するものである。

2 装置設置場所

別紙「自動体外式除細動器設置場所等一覧（以下「一覧表」という。）」のとおり

3 賃貸借期間

令和3年2月1日から令和8年1月31日まで（60月）

4 納入期限

令和3年1月31日

5 納入方法

持込み（各庁舎管理者と事前に日程調整のうえ持ち込むこと。）

6 装置の規格等

- (1) 救急蘇生法ガイドライン2015に対応していること。
※新ガイドラインが策定された際はその都度協議すること。
- (2) 医療機器として薬事法の承認を得ていること。
- (3) 新品・未使用の装置であること。
- (4) 製造メーカーによる保証期間を5年以上有していること。
- (5) 製造メーカーの公表する耐用年数を5年以上有していること。
※販売会社の独自基準による耐用期間は認めない。
- (6) 日本語の音声ガイダンス機能を有していること。
- (7) 毎日自動で行うセルフチェック機能を有し、常に装置が正常に作動する状態を保てること。
なお、セルフチェック機能とは、バッテリーの残量、スピーカーテスト等、本体の不具合を診断し、異常があればアラーム等で知らせる機能をいう。
- (8) 目視で日常点検できる表示機能を有し、点検結果を確認するインジケータが一つであること。
- (9) 装置の使用中に本体の電源を切ること無く電極パッドを交換できる機能を有していること。
- (10) 電極パッド装着後、電気ショックが不要となった場合の自動キャンセル機能を有していること。
- (11) 施設管理者の了解を得たうえで、装置設置場所を示す表示を取り付けること。
- (12) 収納ボックスには、導入年月日、リース期間、消耗品等付属品の交換時期及び保守を行う者の連絡先を明記したラベルを貼り付けること。

7 仕様内訳

(1) 装置本体について

(ア) 装置本体の設置台数、設置場所は、別添一覧表のとおりとする。

- (イ) 装置本体1台に対する付属品は、バッテリー1個、専用キャリングケース1個、成人用電極パッド2組とすること。
 - (ウ) 付属品の電極パッドは、成人用パッド2組とすること。
 - (2) 装置収納ボックスについて
 - (ア) 装置収納ボックスの設置場所は、一覧表のとおりとする。
 - (イ) 一覧表の収納ボックスの状況欄に新設と表示している箇所については、スタンダードタイプでドア開閉時にアラーム機能を有する収納ボックスを設置すること。また、ボックス下部には毛布等の救急用品を保管できるスペースを有すること。
 - (ウ) 一覧表の収納ボックスの状況欄に既設と表示している箇所については、既設の装置収納ボックス（フクダ電子製、型式AEDBOX-1、AEDBOX-2）に装置本体を設置すること。
 - (3) 装置設置場所を示す表示について
装置設置場所を示す表示は、1台につき2枚とすること。
 - (4) 装置本体及び収納ボックスの設置について
設置に要する一切の経費は賃貸借料に含まれるものとする。
 - (5) 装置本体付属品の交換について
 - (ア) バッテリー及び電極パッドの消耗品に係る交換時期を収納ボックスに明記するとともに、期限到来までに交換を行うものとする。
また、救命処置に使用したことにより消費した電極パッドについても、直ちに交換を行うものとする。
 - (イ) 契約期間中における、バッテリー及び電極パッドの交換及び調整に要する一切の経費は賃貸借料に含まれるものとする。
ただし、訓練に使用した電極パッドの交換に要する経費は賃貸借料に含まれないものとする。
 - (6) 装置の保守について
通常の下管理下において機器に不具合が生じた場合は、直ちに対応するものとし、保守に要する経費は賃貸借料に含まれるものとする。
- 8 納品について
各施設へ納品した際は、納品書に庁舎管理者の検査印を受領後、財産総合管理課へ提出すること。
- 9 その他の特記事項
自主回収、リコールの対象となった場合は、同等品以上の代替品を準備するなど迅速に対応すること。
- 10 問合せ先
宮崎県総務部財産総合管理課庁舎管理担当（担当：池田）
TEL：0985-26-7290
FAX：0985-26-7638
Email：ikedaharuka@pref.miyazaki.lg.jp

(別紙)

自動体外式除細動器 設置場所等一覧

No.	庁舎名	住所	設置場所	AEDの 設置台数	収納ボックスの状況	
					収納ボックスの有無	備考
1	宮崎県庁3号館	宮崎市橘通東1丁目9番10号	1階	各1台	既設	フクダ電子製、型式：AEDBOX-2
2	宮崎県庁7号館	宮崎市旭1丁目3番6号				フクダ電子製、型式：AEDBOX-1
3	宮崎県庁9号館	宮崎市宮田町3番46号				フクダ電子製、型式：AEDBOX-1
4	宮崎県庁10号館	宮崎市宮田町13番16号				フクダ電子製、型式：AEDBOX-1
5	宮崎県庁本館	宮崎市橘通東2丁目10番1号			ボックス不要	—
6	宮崎県庁6号館	宮崎市旭1丁目3番6号				
7	宮崎県庁5号館	宮崎市橘通東1丁目9番18号				
8	宮崎県庁防災庁舎	宮崎市橘通東1丁目9番18号				